

平成二十年十月九日提出  
質問第九六号

後期高齢者医療制度についての舛添私案に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 後期高齢者医療制度についての舛添私案に関する質問主意書

- 一 後期高齢者医療制度の見直しについては、このたび発表された舛添私案を軸に検討するのか。あるいは、この舛添私案は案の一つに過ぎず、まったく異なった案に最終的になる可能性もあるのか。
- 二 舛添私案については、厚生労働省の担当者も検討に加わっているのか。あるいは、厚生労働省とは無関係に舛添大臣が個人的に提出した案なのか。
- 三 後期高齢者医療制度は、「高齢者の保険料負担が一割、若い世代の保険料負担が四割、公費五割」という「分かりやすいルール」を目指していたはずであるが、舛添私案においてもこの割合は堅持するのか。
- 四 舛添私案においては、被用者保険から県民健康保険にどのような形で、財政調整するのか。また、調整の金額はいくらくらいか。
- 五 舛添私案でなく、後期高齢者医療制度の政府の正式な見直し案が決定されるのはいつか。その場合、七五歳という年齢での区分はなくすのか否か。
- 六 舛添私案では、新たに必要となる財源はいくらか。わからないならば、いつわかるのか。また、必要となる財源はどこから捻出するのか。

右質問する。